

令和4年度 自治会役員初任者研修資料

企画調整局参画推進課

<目次>

1. 自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 自治会の役割
 - (2) 各種地域団体等の紹介

2. 自治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (1) 神戸市総合コールセンター
 - (2) 神戸市の窓口一覧
 - (3) 代表者などが変更となった際の連絡先

3. 自治会活動に係る補助事業・助成制度・・・・・・・・・・ 10 ページ
 - (1) 資源集団回収活動助成制度
 - (2) 防犯カメラを設置したい場合
 - (3) 青色防犯パトロール活動支援事業
 - (4) 街灯を設置したい場合
 - (5) 掲示板を設置・修繕等したい場合
 - (6) 集会所を新築・改築等したい場合
 - (7) 市民活動補償制度について

- 4. 安全・安心情報の電子メールサービス・・・・・・・・・・14 ページ
 - (1) ひょうご防災ネット
 - (2) ひょうご防犯ネット

- 5. 相談窓口の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 ページ
 - (1) 神戸市コミュニティ相談センター
 - (2) 各区まちづくり課
 - (3) 企画調整局参画推進課

- 6. 参考情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ページ

- 7. 連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 ページ

本研修資料は、令和4年6月時点の情報を基に作成しています。

1. 自治会について

(1) 自治会の役割

私たちは通常、〇〇町××丁目、△△住宅など、一定の区域や共同住宅などに生活の本拠を置いて日常生活を営んでいます。このような、私たちが生活の基盤を置きながら日常生活を営む生活空間の中では、クリーンステーションの管理やごみ出しマナーの問題、違法駐車、災害への備えなど、地域のみなさんが一緒に取り組むことで、解決できることが多くあります。

このような地域課題を住民自ら解決するために結成されるのが自治会・町内会などの住民自治組織です。マンションなどの共同住宅では管理組合が自治会活動も併せて行っている場合があります。

人と人のつながりが豊かな地域では、失業率や犯罪発生率が低く、安心・安全に関わる暮らしの満足度が高まることが明らかになっています。また、災害時などいざという時に助け合える関係が生まれます。自治会は、住みよいまちづくり、安心・安全なまちづくりのために大切な役割を担っています。

(2) 各種地域団体等の紹介

神戸市には地域住民のみなさんが主体となった様々な地域団体やNPOがあります。それぞれの団体や活動内容を紹介します。

① 地域団体

団体名	活動内容
ふれあいのまちづくり協議会	地域福祉センターを管理・運営しており、給食会や喫茶、子育てサークルなどの福祉交流活動を実施している。自治会や婦人会など各種団体の代表者などにより、おおむね小学校区単位で結成されている。
防災福祉コミュニティ	地域の防災訓練に取り組んでいる。ふれあいのまちづくり協議会や自治会などが中心となり、おおむね小学校区単位で結成されている。
青少年育成協議会	青少年の健全育成などをめざし、あいさつ運動や子どもの安全を守る活動などに取り組んでいる。おおむね小学校区ごとに、青少年育成委員により構成される。

まちづくり協議会	建築物や開発などに関するルールづくりなど、まちの将来像を考え、実現に向けて活動する団体。対象となる地区ごとに設立される。
婦人会	地域福祉活動や美化活動等、地域に根差した幅広い活動に携わっている。
老人クラブ	高齢者の生きがいをづくりと健康づくりのため、グラウンドゴルフや相互支援活動など、地域での仲間づくりを進めている。
子ども会	集団活動を通じて子どもの自主性、創造性、社会性を育むため、さまざまな児童健全育成活動を行っている。

② N P O

N P O (Non Profit Organization) とは、ボランティア活動や社会貢献活動を行う営利を目的としない非営利の民間団体です。収益は関係者に配分せず、社会貢献活動に充当します。また、このうち「N P O 法人」とは、特定非営利活動促進法 (N P O 法) に基づき法人格を取得した団体のことをいいます。

※地域社会とN P Oとの協働

- ・地域の活動や課題解決については、地域住民だけでは限界がある場合もあります。今後起こりうる様々な困りごとを解決するためには、誰かと協働して取り組むことも有効です。
- ・N P Oは福祉・子育て・青少年教育・多文化共生など、テーマごとにノウハウを持ったメンバーが、居住地に関係なく、「まちの課題」を解決するために自発的に活動しています。地域の課題解決に向けて、N P Oとの協働も検討してみませんか。

2. 自治会活動に役立つ問い合わせ先・窓口

(1) 神戸市総合コールセンター

☎0570-083330 (ナビダイヤル) または☎078-333-3330

各種手続、制度、暮らし、イベントに関するお問い合わせにお答えします。

【受付時間】 午前8時～午後9時 (年中無休)

また、神戸市には各種専門相談窓口があります。

詳しくは神戸市コールセンターポータルサイト

(「神戸市 コールセンターで検索」) をご覧ください。

神戸市 コールセンター

検索

○神戸市 AI チャットボットのご利用について

各種手続きやごみの分別方法など、身近な疑問にチャットでお答えします。24時間365日、いつでもご利用いただけます。神戸市コールセンターポータルサイトの右下に表示されている「チャットで質問する」をクリックしてご利用ください。

(神戸市コールセンターポータルサイト)

The image shows a screenshot of the Kobe City Call Center Portal Site. The page features a green header with the Kobe City logo and a navigation menu on the left. The main content area includes a section titled 「よくある質問と回答」 (Q&A) and a section for the AI chatbot. A red box highlights the 「チャットで質問する」 (Chat with question) button in the bottom right corner. A callout bubble points to this button with the text 「①ここをクリック」 (Click here). Another callout bubble points to the search input field and the 「検索」 (Search) button, with the text 「②調べたい項目をクリック もしくは キーワードを入力」 (Click the item you want to search for or enter a keyword).

(2) 神戸市の窓口一覧

内 容	窓 口	連 絡 先
○ごみ・清掃に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンステーション以外の不法投棄 ・野外焼却 	クリーン 110 番 (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7499
<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンステーションの設置や管理についての相談 ・クリーンステーションのごみに関する相談 ・ごみ出しのルールに関する啓発 ・ごみ収集及び運搬について ・クリーン作戦で集めたごみの回収 (※1) ・亡くなったペットの引き取り ・道路などでの動物の死体処理 等 	お住まいの区の 環境局事業所	P.18 参照
○道路・公園・河川に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・道路の不具合 ・公園の遊具の整備 ・河川の管理 ・私道舗装の助成 ・街路灯の管理 等 	道路公園 110 番 (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7498
<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策 	市営駐輪場・放置自転車 総合案内窓口 (24 時間 365 日対応)	P.18 参照
	スマートフォンアプリ 「KOBE ぽすと」	下記参照

○情報共有アプリ「KOBE ぽすと」



「道路のひび割れ」や「公園遊具の故障」など、神戸市が保有する施設や設備の不具合に関する投稿を受け付けるアプリです。また、ごみの収集日や防災情報など、日々の生活に役立つ情報を調べることができます。※投稿にはユーザー登録が必要

【問い合わせ先】

市長室広報戦略部 (☎078-322-5169 ☒kobepost@office.city.kobe.lg.jp)

↓アプリダウンロードはこちらから↓



App Store 版



Google Play 版

KOBE ぽすと



内 容	窓 口	連 絡 先
○防災に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防活動、救助活動、救急活動 ・ 火災の予防 ・ 救急講習会 ・ 住宅用火災警報器の設置推進 ・ 消火器等、消火器具の設置推進 ・ 防災福祉コミュニティ等地域防災 ・ 消防団の活動 等 	お住まいの区の 消防署	P.18 参照
○下水道に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の利用・普及に関する相談 ・ 汚水管・雨水管の管理 等 	お住まいの区を担当する 建設局水環境センター (平日 9 時～17 時)	P.19 参照
○水道に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ メーター周りから蛇口まで宅地内の 漏水修理全般 	水道修繕受付センター (24 時間 365 日対応)	☎0120-976-194
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金・転入・転出に伴う手続き 	お客様受付センター (平日 9 時～17 時 15 分)	☎078-797-5555
○有害鳥獣に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣（イノシシ・アライグマ・シカなど）に関する被害等の通報や相談 	鳥獣相談ダイヤル (年中無休 8 時～21 時) ※年末年始は 9 時～17 時	☎078-333-4408
○空地空家に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 空地空家の管理不全 	各区まちづくり課	P.16 参照
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家等の活用 	すまいるネット (10 時～17 時) (※定休日 水・日・祝日)	☎078-647-9988
○衛生に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 害虫に関する相談 ・ 犬猫に関する飼育相談 	生活衛生ダイヤル (平日 8 時 45 分～17 時 30 分)	☎078-771-7497

※1 「クリーン作戦」とは

各区では、区内一斉クリーン作戦を行っており、地域のみなさまには、区内の道路や公園などの身近な場所の清掃にご協力いただいております。クリーン作戦の実施にあたって、軍手やごみ袋などの資材が必要な場合は、区役所で配布いたします。

【問い合わせ先】

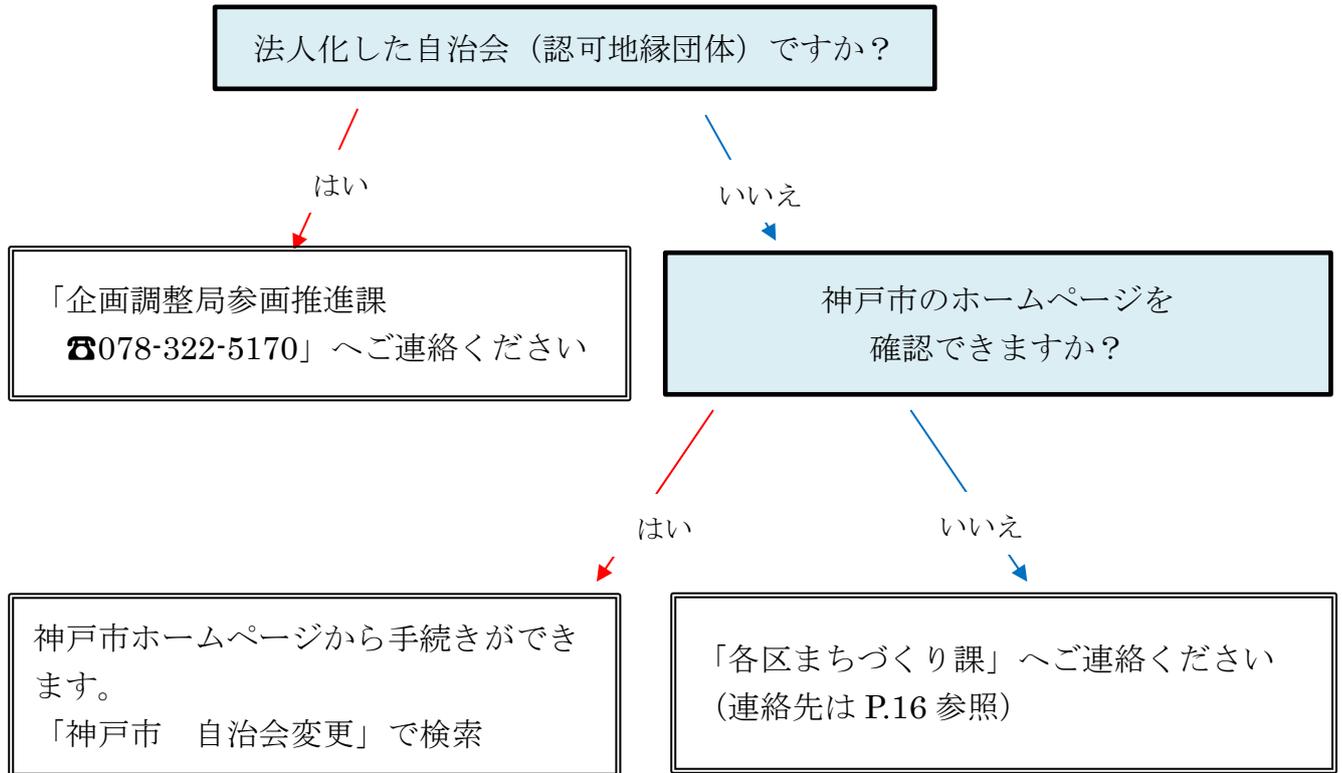
クリーン作戦の実施に関すること・・・各区まちづくり課 (P. 16 参照)

クリーン作戦後のごみの回収に関すること・・・環境局事業所 (P. 18 参照)

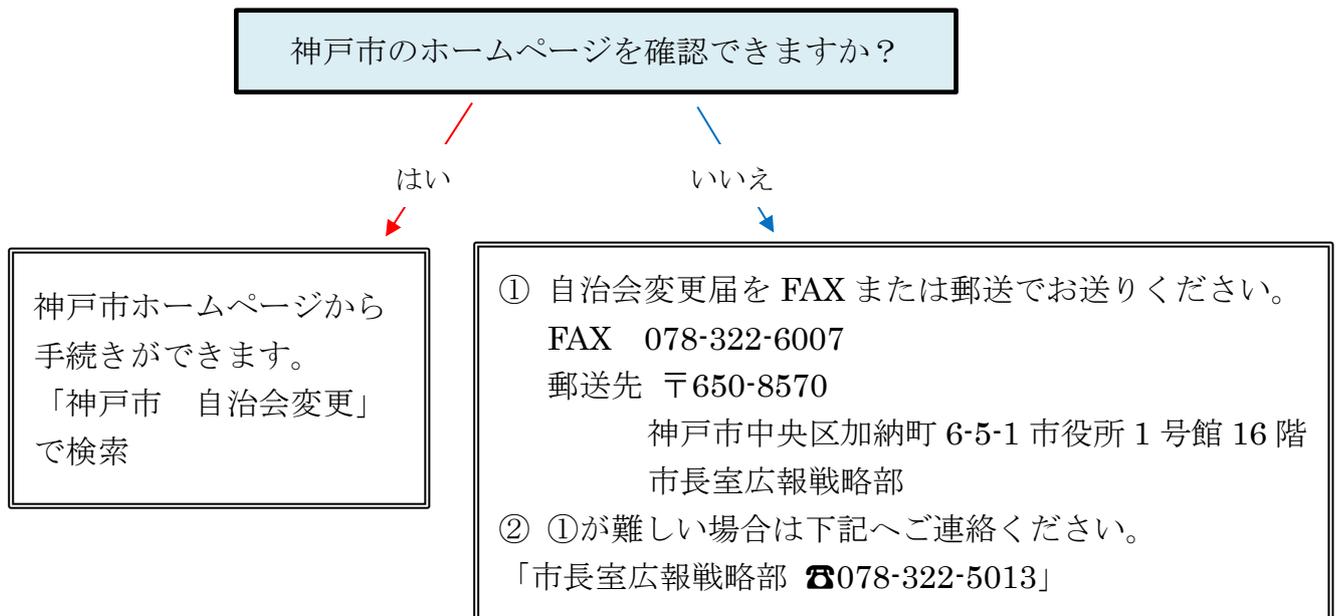
※クリーン作戦を実施する 2 週間前までに各区の環境局事業所にご連絡ください。

(3) 代表者などが変更となった際の連絡先

① 代表者が変更となった場合



② ポスター等神戸市からお送りする広報物の送付先を変更したい場合



※いただいた情報は、神戸市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物等の送付のため、市長室広報戦略部・企画調整局参画推進課・各区まちづくり課で共有いたします。

(参考) 自治会・管理組合変更届兼連絡票

※ に必要事項をボールペンでご記入下さい

自治会・管理組合 変更届 兼連絡票

神戸市 区 団体名 自治会 ・ 管理組合

届出者

下記①②③の者は神戸市への個人情報の提出について同意しています。【はい いいえ 】
 (※届出にあたり、個人情報の提出について本人に同意をとっていただくをお願いします。)

① 代表者 変更	① 新代表者	ふりがな <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/> 住所 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 就任年月	※住所は町名から で結構です (①,②,③とも)								
		前任者 氏名 <input type="text"/>										
※代表者宛てにお知らせする場合は、こちらに送付させていただく場合があります。												
② 市からの案内 送付先等 変更	② 新送付先	1. 市からの案内(回覧用)は いずれかに○を <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td>①の代表者へ送付を希望</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td>別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td><td>送らなくてよい (不要である)</td></tr> </table>			1	①の代表者へ送付を希望	2	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入	3	送らなくてよい (不要である)		
1	①の代表者へ送付を希望											
2	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入											
3	送らなくてよい (不要である)											
		2. 送付部数を <input type="text"/> 部へ 変更を希望 (※変更の場合のみ記入)										
		(2 の場合に記入) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>氏名</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>住所</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>前任者 氏名</td><td><input type="text"/></td></tr> </table>			氏名	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	前任者 氏名	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>											
住所	<input type="text"/>											
電話番号	<input type="text"/>											
前任者 氏名	<input type="text"/>											
※市からの案内(回覧用)は、市政情報チラシ等です												
③ ポスター 送付先等 変更	③ 新送付先	1. 次回以降、ポスターの送付継続を希望しますか。 <input type="checkbox"/> A 希望する <input type="checkbox"/> B 希望しない (「A 希望する」場合に記入) ← いずれかに○を										
		2. ポスターは いずれかに○を <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td>①の代表者へ送付を希望</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td><td>②の回覧担当へ送付を希望</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td><td>別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入</td></tr> </table>			1	①の代表者へ送付を希望	2	②の回覧担当へ送付を希望	3	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入		
1	①の代表者へ送付を希望											
2	②の回覧担当へ送付を希望											
3	別の担当者へ送付を希望 → 下へ記入											
		3. 送付部数を <input type="text"/> 部へ 変更を希望 (※変更の場合のみ記入)										
		(3 の場合に記入) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>氏名</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>住所</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>前任者 氏名</td><td><input type="text"/></td></tr> </table>			氏名	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	前任者 氏名	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>											
住所	<input type="text"/>											
電話番号	<input type="text"/>											
前任者 氏名	<input type="text"/>											
備考 ① 本届の取扱いについて ・神戸市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物の送付のために 広報戦略部(ポスター) 参画推進課(市政情報チラシ)、区役所まちづくり課で共有します。 ・同様に貴団体へ大切なお知らせが必要な場合に市内部関係課に提供する場合があります。 ・法令等に基づき実施する事務に関して国、県に提供する場合があります。 ② 認可地縁団体の代表者変更は別途手続きが必要です。参画推進課(078-322-5170)までお問い合わせください。												
神戸市処理欄 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 来庁 発信： <input type="checkbox"/> 広報戦略部 <input type="checkbox"/> 参画推進課 <input type="checkbox"/> 区まちづくり課		受付日 R / /	処理									

3. 自治会活動に関する補助事業・助成制度

(1) 資源集団回収活動助成制度

ご家庭から出る古紙(新聞、雑がみ、段ボールなど)などの「再生資源」のリサイクルを推進するため、地域での資源集団回収活動に対して助成金を交付します。

【問い合わせ先】神戸市行政事務センター(資源集団回収担当) ☎078-381-5533

神戸市 資源集団回収活動助成制度

検索

(2) 防犯カメラを設置したい場合(神戸市防犯カメラ設置補助事業)

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助しています。

補助額	既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒ 1カ所あたり8万円(上限) 自立柱(ポール)を設置し、カメラを設置 ⇒ 1カ所あたり11万円(上限)
対象要件	防犯カメラシステム及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費 ※地域団体で行う作業に係る人件費は補助対象となりません

※市の補助と合わせて兵庫県の補助(6万円)を受ける場合は、上記に足した金額(14万円もしくは17万円)が補助額(上限)になります。※兵庫県の補助対象となる防犯カメラは原則1団体1カ所です。※平成22年～27年度に本補助を利用して設置した防犯カメラを更新する際の費用を補助する事業もあります。

【申込時期】 例年4月中旬～6月下旬頃を予定(令和4年度分は終了)

【問い合わせ先】神戸市総合コールセンター ☎0570-083330 または 078-333-3330

神戸市 防犯カメラ設置補助

検索

(3) 青色防犯パトロール活動支援事業

兵庫県警から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体に対し、パトロール物品(青色回転灯1基、広報用マグネットシート2枚)の支給や、1団体につき上限3万円までの活動回数に応じた報奨金の交付を行い、地域のパトロール活動を支援しています。

【問い合わせ先】危機管理室 ☎078-322-6238

(4) 街灯を設置したい場合（私道の街灯助成事業）

自治会等で設置・管理している民間街灯の電気料金、新設・取替にかかる経費の一部を助成します。

	補助金額（限度額）	
灯具及び支柱経費	公道と公道をつなぎ道幅が 2.7m以上	左以外
灯具（新設・取替）	全額補助（上限 20,000 円）	2/3（上限 14,000 円）
支柱（新設・取替）	全額補助（上限 100,000 円）	1/2（上限 50,000 円）

※上限は1灯あたり。維持管理経費（電気料金・電球代等）は2,000円／灯。

※灯具の新設時にかかる電力会社への受託工事代及び手数料相当額も助成対象となります。
（上限 10,000 円／灯）

補助の対象となる要件（一例）

- ・私道上にある街灯で、地域団体が設置・管理しているもの。
- ・道路を照明するもので、独立柱のもの、又は電柱等に添加する街灯であること。
- ・道路上に設置する添加広告街灯、又は営業用に供している街灯等以外のもの。
- ・LED灯またはその相当品であること。 等

【申込時期】 例年9月上旬～下旬頃を予定

【問い合わせ先】 建設局建設事務所（詳細は P.19参照） ※必ず事前にご相談ください

神戸市行政事務センター ☎078-381-5533

神戸市 私道の街灯助成

検索

(5) 掲示板を設置・修繕等したい場合（広報掲示板設置補助事業）

地域住民同士のコミュニケーションのため、また市・区行政の広報活動にご協力いただくために、住民で組織する団体等が行う掲示板の設置、修繕費の一部を補助しています。

【問い合わせ先】 各区まちづくり課（P.16 参照）

(6) 集会所を新築・改築等したい場合（地域集会所新築等補助事業）

自治組織が行う集会所(自治会館など)の新築、増築、改築、修繕又はバリアフリー化に要する経費の一部を補助します。(審査で選定された場合にのみ助成されます)

種別	補助率	限度額(※2)
修繕・改修	補助対象経費の 2分の1以内	300万円 (※賃貸借物件の場合、30万円)
新築		1,200万円 (※賃貸借物件は対象外)
買収		600万円 (※賃貸借物件は対象外)
増築		200万円 (※賃貸借物件は対象外)
バリアフリー化(※1)		

※1「バリアフリー化」は、「修繕・改修」または「増築」との併用が可能です。

※2 金額は令和4年度の助成金限度額

補助を受けるための基準(一例)

- ・自治組織によって設置運営または賃借により利用され、地域活動の活性化に寄与する施設であること。
- ・自治組織は加入者が50世帯以上であること。
- ・会議及び集会に必要な設備を備えており、整備の経費が15万円以上かかること。
- ・自治組織の加入者の同意があること。

※ 補助を受けた団体は、本補助金を受けた年度を含め5年度以内はこの補助金を受けられません。

【申込時期】 所有物件用 : 例年3月中旬から5月中旬を予定 (令和4年度分は終了)
賃貸借物件用: 令和4年6月29日(水)～令和4年7月28日(木)

【問い合わせ先】 各区まちづくり課(P.16 参照)

企画調整局参画推進課 ☎078-322-6486

神戸市 地域集会所補助

検索

(7) 市民活動補償制度について

自治会等の地域活動（ボランティア）の中で、責任者や従事者の方がケガなどをされた場合や、活動中に他人や物に損害を与え、自治会等の地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払います。

神戸市が保険料を負担し保険会社と契約を行っているため、事前の手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。

【対象活動】 防災・防火・防犯・交通安全・保健衛生活動
公園・河川・道路の環境整備活動、クリーン活動・環境資源回収活動
地球環境を守る活動(減量化・分別化)等

【賠償内容】 賠償責任事故(身体・財物・保管者)
傷 害 事 故(死亡・後遺障害・入院・通院・手術)

※保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。

【制度の問い合わせ先】 企画調整局参画推進課 ☎078-322-0319

神戸市 市民活動補償制度

検索

今回紹介した制度以外にも、様々な補助事業・助成制度があります。神戸市ホームページ「地域活動ってなあに？」のページから、各種制度をご案内していますので、是非ご覧ください。

神戸市 地域活動ってなあに

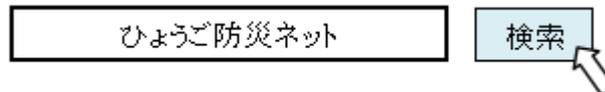
検索

4. 安全・安心情報の電子メールサービス

(1) ひょうご防災ネット

神戸市や兵庫県から市民の方々に風水害時の避難指示などの緊急情報や地震情報・津波警報などの緊急気象情報を、登録した携帯電話や情報端末に電子メールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページ<<http://bosai.net/kobe/>>をご覧ください。
(登録手続きは上記ホームページや右の QR コードから可能です。)

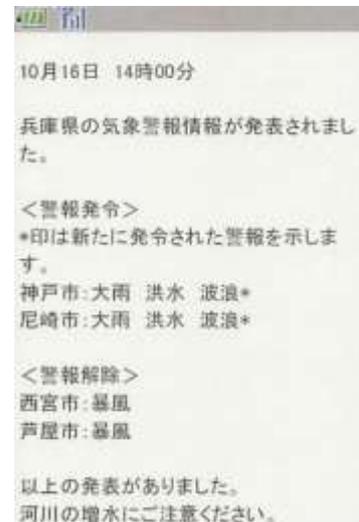
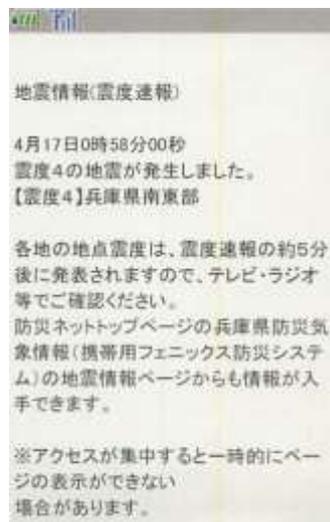
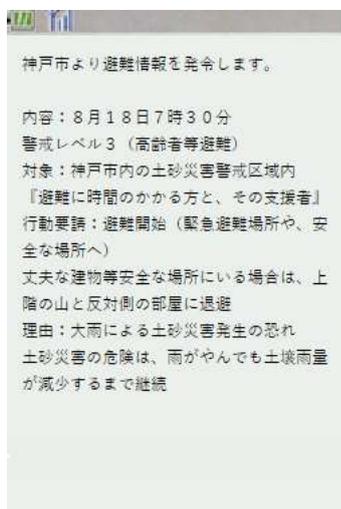


【重要】登録時のご注意（迷惑メール防止設定をされている方へ）

登録内容確認の返信メールが info@bosai.net から携帯に送信されますので、事前に info@bosai.net からのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】 危機管理室（☎078-322-6237）

メール連絡の文例



(2) ひょうご防犯ネット

兵庫県警察本部から、犯罪情報や防犯情報（情報種別、地域選択可）をメールでお知らせするサービスです。

詳しくはホームページ<<http://hyogo-bouhan.net/>>をご覧ください。
（登録手続きは上記ホームページや右の QR コードから可能です。）



ひょうご防犯ネット

検索

【重要】登録時のご注意（迷惑メール防止設定をされている方へ）

登録内容確認の返信メールが support@hyogo-bouhan.net と info@hyogo-bouhan.net から携帯に送信されますので、support@hyogo-bouhan.net と info@hyogo-bouhan.net からのメールを受信できるようにしておいてください。

【問い合わせ先】兵庫県警察本部生活安全企画課（☎078-341-7441）

メール連絡の文例

メールでお知らせ！

子どもへの声かけ

☎ 110

声かけ事案発生（〇月〇日・兵庫）

〇月〇日〇時〇分頃、神戸市兵庫区〇〇の路上で、声かけ事案が発生しました。徒歩で下校中の男子児童に対して、「お菓子を買ってあげるから一緒に行こう」と声をかけたもので、児童が断ると、いずれかに立ち去りました。声をかけたのは、50歳位、165センチ位、灰色Tシャツ、黒色野球帽着用 of 男です。

チカン・わいせつ事件

☎ 110

チカン発生（〇月〇日・西宮）

〇月〇日〇時〇分頃、西宮市〇〇町〇〇の路上で、チカンが発生しました。自転車で下校中の女子生徒に対して、すれ違いざまに服の上から体を触ると、いずれかに逃走したものです。犯人は、30歳位、紺色ジャンパー着用 of 男です。

ひったくり・路上強盗

☎ 110

ひったくり発生（〇月〇日・生田）

〇月〇日〇時〇分頃、神戸市中央区〇〇の路上でひったくりが発生しました。犯人は、男1名で、現場から西方へバイクで逃走中です。

ご希望にそって、情報の種別や地域を選択することができます。また、基本的には発生場所付近の地図情報がご覧いただけます。

5. 相談窓口の紹介

神戸市では、地域コミュニティの運営や活動に関する様々な相談窓口を設けています。自治会、町内会の運営や活動内容についてのご相談がございましたら、以下の連絡先を参考にお問い合わせください。

(1) 神戸市コミュニティ相談センター

「ごみ出しルールを守らない人がいて困る」、「役員の後継者をどうやって育成しようか」、「自治会行事への参加者を増やしたい」など、地域コミュニティの運営や活動についての様々なご相談に応じています。

住所：神戸市長田区二葉町 7-1-18
(ふたば学舎 1 階)

電話番号：☎078-643-2900
開館時間：10:00～17:00
定休日：日曜・月曜・祝日
メールアドレス：com-center@cskobe.com



Facebook で詳しい活動内容をご覧ください！⇒



(2) 各区まちづくり課 (区役所内)

区役所	住所	代表電話番号
東灘区役所	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	TEL078-841-4131
灘区役所	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	TEL078-843-7001
中央区役所	〒651-8570 中央区雲井通 5-1-1	TEL078-232-4411
	※令和 4 年 7 月 19 日以降 〒651-8570 中央区東町 115	TEL078-335-7511
兵庫区役所	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	TEL078-511-2111
北区役所	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	TEL078-593-1111
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1	TEL078-981-5377
長田区役所	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	TEL078-579-2311
須磨区役所	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	TEL078-731-4341
垂水区役所	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1	TEL078-708-5151
西区役所	〒651-2295 西区糀台 5-4-1	TEL078-940-9501

(3) 企画調整局参画推進課

〒650-8570 中央区加納町 6-5-1 TEL078-322-6492

6. 参考情報

○自治会活動ハンドブック

【概要】

「自治会・町内会を立ち上げたい」

「自治会・町内会を運営する方法がよくわからない」

「自治会・町内会をもっとよくしたい」

というみなさんへ向け作成しました。自治会活動の参考として、是非ご利用ください。

【問い合わせ先】

企画調整局参画推進課 (☎078-322-6492)

神戸市 自治会活動ハンドブック

検索

○地域活動ちえぶくろ

【概要】

地域の課題解決のために、どのような方法で具体的な地域活動につなげていけばいいのか、さらに地域活動を活発化していくにはどのように取り組んでいけばよいかを活動事例を盛り込みながらわかりやすく解説しています。

【問い合わせ先】

企画調整局参画推進課 (☎078-322-5170)

神戸市 地域活動ちえぶくろ

検索

○地域の担い手ちえぶくろ

【概要】

担い手の発掘・育成のためのちょっとしたアイデアやすでに取り組んで先駆的に効果をあげている事例を紹介しています。

【問い合わせ先】

企画調整局参画推進課 (☎078-322-6492)

神戸市 地域の担い手ちえぶくろ

検索

○市民活動応援ネット「つなごう神戸」

【概要】

市民活動を行う団体、および協力を考えている個人が、ボランティア募集、イベント開催などに関する情報を発信し、市民やほかの団体・企業などとの橋渡しを目的とするサイトです。市民活動を行っている団体やそれに協力したい市民・団体であればどなたでも利用できます。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/np0/tgkobe.html>

つなごう神戸

検索

7. 連絡先一覧

○環境局事業所一覧

事業所	住所	電話番号
東灘事業所	〒658-0026 東灘区魚崎西町 3-5-3	TEL078-841-0161
灘事業所	〒657-0041 灘区琵琶町 2-1-2	TEL078-871-1081
中央事業所	〒651-0072 中央区脇浜町 3-2-30	TEL078-251-3521
兵庫事業所	〒652-8570 兵庫区御崎町 1-3-15	TEL078-652-0981
北事業所	〒651-1195 北区山田町下谷上字五郎本 1-1	TEL078-581-0460
長田事業所	〒653-8570 長田区真野町 9-24	TEL078-652-1441
須磨事業所	〒654-8570 須磨区小寺町 2-5-16	TEL078-731-2041
垂水事業所	〒655-8570 垂水区本多聞 6-8-10	TEL078-783-0333
西事業所	〒651-2295 西区平野町向井字祇園尾 100	TEL078-961-1414

○市営駐輪場・放置自転車総合案内

地区	電話番号
東灘区・灘区	TEL078-841-7720
中央区・兵庫区・北区	TEL0800-111-6715
長田区・須磨区	TEL0120-953-043
垂水区・西区	TEL0120-953-041

○消防署一覧

事業所	住所	電話番号
東灘消防署	東灘区住吉東町 5-2-1	TEL078-843-0119
灘消防署	灘区神ノ木通 3-6-18	TEL078-882-0119
中央消防署	中央区小野柄通 2-1-19	TEL078-241-0119
兵庫消防署	兵庫区荒田町 1-21-1	TEL078-512-0119
北消防署	北区北五葉 2-1-9	TEL078-591-0119
長田消防署	長田区北町 3-4-8	TEL078-578-0119
須磨消防署	須磨区中島町 1-1-1	TEL078-735-0119
垂水消防署	垂水区舞多聞東 1-10-30	TEL078-786-0119
西消防署	西区春日台 5-1-10	TEL078-961-0119
水上消防署	中央区港島 3-2-2	TEL078-302-0119

○建設局水環境センター問い合わせ先一覧

対象	問い合わせ先/住所	電話番号
東灘区・灘区・中央区 にお住まいの方	東水環境センター 東灘区魚崎南町 2-1-23	TEL078-451-0456
兵庫区・長田区・須磨区 にお住まいの方	中央水環境センター 長田区南駒栄町 1-44	TEL078-641-2711
北区 にお住まいの方	中央水環境センター 北区山田町下谷上字上ノ勝 4-1	TEL078-581-6250
垂水区・西区 にお住まいの方	西水環境センター 垂水区平磯 1-1-65	TEL078-752-1700

○建設局建設事務所問い合わせ先一覧

地区	所管の建設事務所/住所	電話番号
東灘区、灘区	東部建設事務所 東灘区御影塚町 2-27-20	TEL078-854-2191
中央区、兵庫区	中部建設事務所 兵庫区湊川町 2-1-12	TEL078-511-0515
北区	北建設事務所 北区有野町唐櫃字種池 3064	TEL078-981-5191
長田区、須磨区	西部建設事務所 須磨区妙法寺字ヌメリ石 1-1	TEL078-742-2424
垂水区	垂水建設事務所 垂水区福田 5-6-20	TEL078-707-0234
西区	西建設事務所 西区玉津町今津字宮の西 333-1	TEL078-912-3750